

報告事項 2

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

のことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を知事に回答する必要があり、事務の臨時代理により、「教育委員会として特に意見はない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和4年12月22日

総務課

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

教育長の期末手当の支給割合の改定

第2 改正の理由

国の特別職に準じて、教育長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律)

第3 改正の内容

教育長の期末手当の支給割合を改定する。

区分	6月期	12月期	計
現 行	1. 625月	1. 625月	3. 25月
改正後	1. 65月	1. 65月	3. 30月

第4 施行期日

公布の日（2022年6月1日から遡及適用）

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年 月 日提出

愛知県知事 大村秀章

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

- 一 愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十二年愛知県条例第七十三号）第五条ただし書
- 二 県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年愛知県条例第四十一号）第五条ただし書
- 三 知事等の給与に関する条例（昭和四十三年愛知県条例第一号）第五条第一項ただし書
- 四 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例（昭和四十四年愛知県条例第二号）第五条ただし書
- 五 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和五十三年愛知県条例第二号）第六条第一項ただし書

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各条例の規定は、令和四年六月一日から適用する。
- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、教育長等の期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからである。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表

新

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。